

国立大学法人電気通信大学再雇用職員就業規則

平成19年 2月 6日

改正

平成21年 4月 1日 平成29年 3月22日

平成22年 3月19日 平成29年12月20日

平成25年 3月22日 平成30年 3月28日

平成26年 3月25日 平成30年12月19日

平成26年12月 1日 平成31年 3月18日

平成27年 3月26日 令和 2年 3月18日

平成28年 3月23日 令和 2年11月30日

平成28年 3月23日 令和 3年 3月15日

平成28年12月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第9条第1項の規定及び国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第19条の規定により、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の就業について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 再雇用職員とは、大学を定年により退職した者及びこれに準ずる者のうち、1年以内の期間を定めて雇用する職員をいう。

2 前項の大学を定年により退職した者に準ずる者とは、次の各号に掲げる者とする。

一 大学を定年退職後又は再雇用され退職した後、引き続き国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則の規定に基づき大学に雇用され、任期満了により退職した者

二 大学から他の国立大学法人等の課長等に登用された者で、他の国立大学法人等を定年により退職した者

三 前号に該当する者で、定年退職後引き続き定年退職した国立大学法人等で再雇用され、任期満了により退職した者

3 第1項の再雇用職員は、定められた勤務時間が1週間あたり38時間45分のフルタイム再雇用職員又は定められた勤務時間が1週間あたり30時間を超えないパートタイム再雇用職員とする。

(再雇用職員の職種)

第3条 再雇用職員の職種は、次のとおりとする。

一 再雇用事務職員

二 再雇用技術職員

三 再雇用教育研究技師

(法令との関係)

第4条 再雇用職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、高年齢者雇用安定法、国立大学法人法（平成15年法律第112号）、その他の法令の定めるところによる。

(遵守遂行)

第5条 大学及び再雇用職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(雇用期間)

第6条 再雇用職員の雇用期間は1年以内とし、65歳に達する日以後における最初の3月31日まで継続雇用する。ただし別表1の左欄に掲げる期間における3月31日において、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者については、高年齢者雇用安定法の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定による選考基準によって、更新を判断し、継続雇用する。

2 再雇用職員のうち、フルタイム再雇用職員としての雇用期間は、別表2の左欄に掲げるその者の生年月日に応じてそれぞれ右欄に掲げる年齢に達する日以後における最初の3月31日の範囲内で、再雇用職員が希望する月の末日までとする。

3 年度当初から決定していた場合を除き、年度途中において、フルタイム再雇用職員からパートタイム再雇用職員への変更又はパートタイム再雇用職員からフルタイム再雇用職員への変更は認めない。ただし、特別の事情があると学長が認めた場合はその限りではない。

4 フルタイム再雇用職員からパートタイム再雇用職員への変更又はパートタイム再雇用職員からフルタイム再雇用職員への変更をする場合の変更日は、月の初日とする。

(労働条件の明示)

第7条 学長は、再雇用をしようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 就業の場所及び従事すべき業務に係る事項
- 三 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに交代制勤務に就業させる場合の始業及び終業時刻の変更等に関する事項
- 四 給与に関する事項
- 五 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- 八 表彰及び懲戒に関する事項
- 九 労働契約の更新に関する事項

(提出書類)

第8条 再雇用職員として採用された者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- 一 誓約書
- 二 履歴書
- 三 その他大学が必要とするもの

第2節 配置換

第9条 学長は、業務上の都合により再雇用職員に配置換を命ずることがある。

- 2 配置換を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれに従わなければならない。

第3節 退職及び解雇等

(退職)

第10条 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は退職とし、再雇用職員としての身分を失う。

- 一 雇用期間が満了した場合
 - 二 退職を申し出て、学長から承認された場合
 - 三 死亡した場合
- 2 再雇用職員の退職について、その他必要な事項は、国立大学法人電気通信大学職員退職規程を準用する。

(解雇)

第11条 再雇用職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 2 前項のほか再雇用職員が次の各号の一に該当するときは解雇することができる。
 - 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - 四 勤務実績又は業務能率が著しくよくない場合
 - 五 前各号に規定する場合のほか職務上必要な適性を欠く場合
 - 六 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合
- 3 再雇用職員の解雇について、この条に定めるもののほか必要な事項は、国立大学法人電気通信大学職員解雇規程を準用する。

第3章 勤務時間及び休暇等

(所定勤務時間)

第12条 再雇用職員の所定勤務時間は次のとおりとする。

- 一 フルタイム再雇用職員 1日7時間45分かつ、1週間あたり38時間45分
 - 二 パートタイム再雇用職員 1日7時間30分以内かつ、1週間あたり30時間以内
- 2 フルタイム再雇用職員の始業、終業時刻及び休憩時間は次のとおりとする。ただし、

業務の都合上必要があると認める場合には、学長が個別に定める。

- イ 始業時刻 8時30分
- ロ 終業時刻 17時15分
- ハ 休憩時間 12時～13時

3 パートタイム再雇用職員の始業、終業時刻及び休憩時間は、学長が個別に定める。

(年次休暇)

第13条 再雇用職員の年次休暇の日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、別表3に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、定年退職に引続き再雇用職員となった者の年次休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次休暇の日数を20日を限度として、繰り越すことができる。

(年次休暇の付与単位)

第14条 再雇用職員の年次休暇の付与単位は、1日又は半日単位とする。ただし、大学との間で締結している労使協定により、年に5日を限度として1時間単位で取得することができる。

(その他の休暇等)

第15条 第12条及び第13条の規定のほか、特別休暇及び職務専念義務免除等について必要な事項は、フルタイム再雇用職員については国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程を、パートタイム再雇用職員については国立大学法人電気通信大学非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程を準用する。

(育児休業等)

第16条 再雇用職員が別に定める子の養育を必要とする場合は、学長に申し出て育児休業、又は育児時間（以下「育児休業等」という。）により勤務することができる。

2 育児休業等について必要な事項は、フルタイム再雇用職員については国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程を、パートタイム再雇用職員については国立大学法人電気通信大学非常勤職員育児休業等規程を準用する。

(介護休業)

第17条 再雇用職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、フルタイム再雇用職員については国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程を、パートタイム再雇用職員については国立大学法人電気通信大学非常勤職員介護休業規程を準用する。

第4章 給与

(給与)

第18条 フルタイム再雇用職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号の定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給とする。
- 二 諸手当は、通勤手当、地域手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、期末手当

及び勤勉手当とする。

- 2 フルタイム再雇用職員の本給の支給単位は、月給とし、別表4に定める額とする。
- 3 第1項に定める給与は、前項、第4項及び第5項に定めるもののほか、国立大学法人電気通信大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）を準用して支給する。
- 4 期末手当は、給与規程第25条の規定を準用して支給する。ただし、同条中「100分の127.5」を「100分の72.5」と読み替えて適用する。
- 5 勤勉手当は、給与規程第26条の規定を準用して支給する。ただし、同条中「学長が別に定める基準に従って定める割合」を「100分の45」と読み替えて適用する。
- 6 パートタイム再雇用職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号の定める区分により支給する。
 - 一 基本給は、本給とする。
 - 二 諸手当は、通勤手当、超過勤務手当及び休日給とする。
- 7 パートタイム再雇用職員の本給の支給単位は、時間給とし、別表4に定める額とする。
- 8 第6項に定める給与は、前項に定めるもののほか、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則を準用して支給する。

（退職手当の不支給）

第19条 再雇用職員には退職手当を支給しない。

第5章 その他

（福利・厚生）

第20条 再雇用職員の福利厚生施設の利用については、常時勤務する職員の例に準じて取り扱うものとする。

（就業規則の準用）

第21条 再雇用職員の服務、知的財産、表彰、懲戒、出張及び災害補償等に関する事項は就業規則の定めを準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年2月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人電気通信大学再任用職員就業規則（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。た

だし、第18条第5項の規定については平成26年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第18条第5項の規定については平成28年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	6 1 歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	6 2 歳
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで	6 3 歳
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	6 4 歳

別表 2

生年月日	年齢
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日まで	6 1 歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	6 2 歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	6 3 歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	6 4 歳
昭和36年4月2日以後	6 5 歳

別表 3

在 職 期 間	一月 まで の期 間	一月 超二 月ま で	二月 超三 月ま で	三月 超四 月ま で	四月 超五 月ま で	五月 超六 月ま で	六月 超七 月ま で	七月 超八 月ま で	八月 超九 月ま で	九月 超十 月ま で	十月 超十 一月 まで	十一 月超 一年 未満	
	一週間 の勤務 日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日	4日

別表 4

勤務時間	本給	本給表の適用
フルタイム再雇用職員	月給 255,200円	一般職本給表（一）3級
パートタイム再雇用職員	時間給 1,486円	一般職本給表（一）2級